

地球温暖化対策推進委員会について

1 設置目的

(1) 条例に基づく施策の実施状況の点検評価

温室効果ガス排出量の削減目標の達成を確実なものにするため、条例に基づく施策の実施状況について、定期的な点検評価を行う。

(2) 中長期的な目標や課題解決に向けた取組の提案

地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認められる場合に、地球温暖化対策条例（以下、「条例」という。）に基づく施策を見直すため、低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標や課題解決に向けた取組などの提案を行う。

2 位置付け

(1) 京都市環境基本条例に基づく環境審議会の部会

(2) 条例に基づく施策の評価及び見直しを行う機関

3 委員及び委員会について

(1) 委員（別紙参照）

ア 環境審議会会長が指名する（環境審議会の）委員

イ 市長が委嘱又は任命する委員

ウ 市長が委嘱又は任命する特別委員

(2) 任期：平成 23 年 10 月 24 日から平成 25 年 6 月 30 日まで

(3) 委員会

地球温暖化対策推進委員会設置要綱第 6 条及び第 7 条

4 主な審議事項

(1) 条例に基づく施策の実施状況並びにその評価及び公表について

(2) 条例に基づき、毎年度、地球温暖化対策の実施状況等を取りまとめ、公表する年次報告書「京都市の地球温暖化対策」について

5 実施結果及び予定

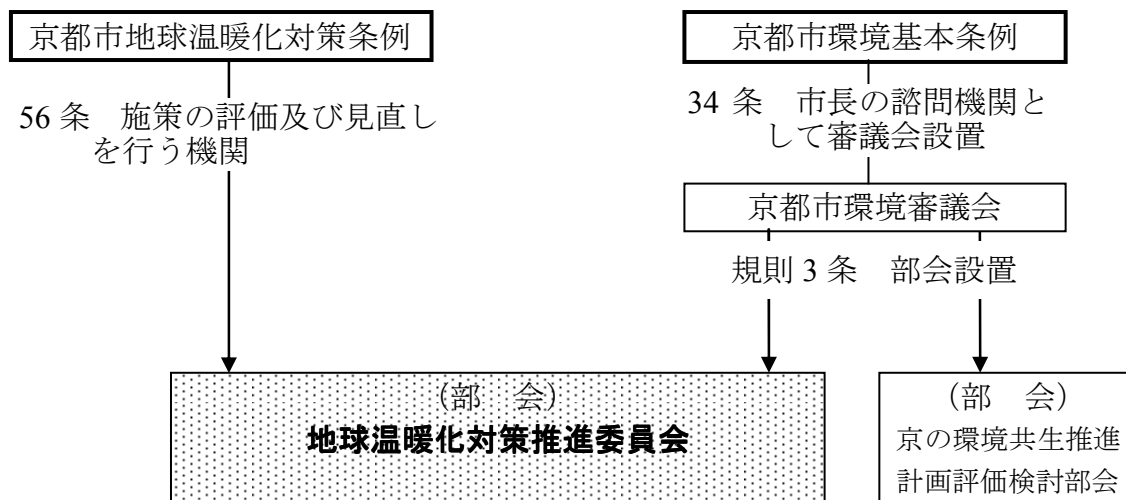
(1) 平成 23 年度実績

- 第 1 回委員会（平成 23 年 10 月 31 日）
 - ・ 改正京都市地球温暖化対策条例について
 - ・ 新たな京都市地球温暖化対策計画について
- 第 2 回委員会（平成 24 年 2 月 1 日）
 - ・ 事業者排出量削減計画書制度について
 - ・ 2011（平成 23）年度版年次報告書（案）について
- 第 3 回委員会（平成 24 年 3 月 22 日）
 - ・ 市域からの温室効果ガス排出量の算定見直しについて
 - ・ 「京都市地球温暖化対策計画＜2011～2020＞」に掲げる取組の進捗状況（平成 23 年度上半期）について

(2) 平成 24 年度実績及び予定

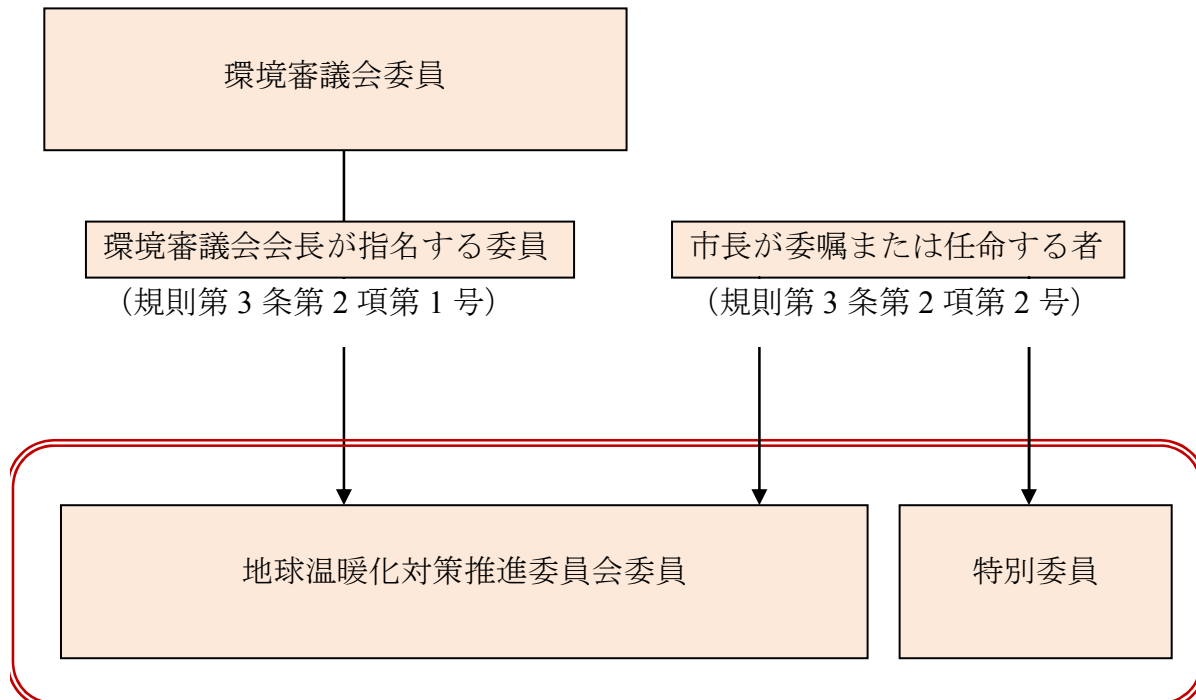
- 第 1 回委員会（平成 24 年 7 月 26 日）
 - ・ 京都市地球温暖化対策計画の推進について
 - ・ 事業者排出量削減報告書等の公表方法について
- 第 2 回委員会（平成 24 年 10 月）
 - ・ 年次報告書「京都市の地球温暖化対策」素案について
- 第 3 回委員会（平成 24 年 12 月）
 - ・ 事業者排出量削減報告書に基づく実績について
- 第 4 回委員会（平成 25 年 3 月）
 - ・ 「京都市地球温暖化対策＜2011～2020＞」に掲げる取組の進捗状況（平成 23 年度上半期）について

○設置の趣旨・根拠



※低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標や課題解決に向けた取組の提案を行うとともに、施策の評価及び見直しを行う。

○委員構成



(参 考)

○「京都市環境基本条例」(平成 9 年 3 月 31 日, 京都市条例第 92 号)

(審議会)

第 3 4 条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について, 市長の諮問に応じ, 調査し, 及び審議するとともに, 当該事項について市長に対し, 意見を述べるため, 環境基本法第 4 4 条の規定に基づき, 審議会を置く。

○「京都市環境審議会規則」(平成 6 年 5 月 19 日, 京都市規則第 19 号)

(部会)

第 3 条 審議会は, 特別の事項を調査し, 及び審議させるため必要があると認めるときは, 部会を置くことができる。

2 部会の構成員は, 次の各号に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し, 又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は, 会長が指名する。

5 部会長は, その部会の事務を掌理する。

○京都市地球温暖化対策条例(平成 16 年 12 月 24 日, 京都市条例第 26 号)

(施策の評価及び見直し)

第 5 6 条 市長は, この条例に基づく施策の推進に当たっては, 定期的にその実施状況について, 評価を行わなければならない。

2 市長は, 前項の評価の結果, 地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ, 必要があると認めるときは, 同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は, 第 1 項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は, 第 1 項の評価及び第 2 項の見直しをしようとするときは, 事業者, 市民, 環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かななければならない。

地球温暖化対策推進委員会 委員名簿

敬称略

(委員長)

に れん
仁連たか あき
孝昭

滋賀県立大学理事・副学長

(委員)

あ お き
青木ま み
真美

同志社大学商学部教授

あ さ お か
浅岡み え
美恵

特定非営利活動法人気候ネットワーク代表

あ ん ど う
安藤か お り
香織

奈良女子大学生生活環境学部准教授

い し だ
石田け い す け
敬輔京都商工会議所環境対策特別委員会委員長
(株式会社写真化学代表取締役会長兼社長)い し の
石野し げ る
茂

京都府文化環境部環境・エネルギー局長

う え む ら
上村た え こ
多恵子社団法人京都経済同友会常任幹事
(京南倉庫株式会社代表取締役社長)お お し ま
大島け ん い ち
堅一

立命館大学国際関係学部教授

こ す ぎ
小杉た か の ぶ
隆信

立命館大学政策科学部准教授

ざ い ま
在間け い こ
敬子

京都産業大学経営学部教授

す ず き
鈴木や す ふ み
靖文

有限会社ひのでやエコライフ研究所代表取締役

た う ら
田浦け ん ろ う
健朗

京のアジェンダ21フォーラム幹事

ち か も と
近本と も ゆ き
智行

立命館大学理工学部教授

な い と う
内藤た か や す
孝康京都府中小企業団体中央会理事
(眞和ハウス株式会社代表取締役)ま つ お
松尾ま さ こ
聖子

市民公募委員

よ だ
依田ま こ と
誠公益社団法人京都工業会副会長
(株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション代表取締役社長)

(合計16名)